⑿2　快適トイレの設置　本工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

⑿3　本工事は、工事現場における環境改善を促進することを目的に、女性専用の更衣室兼休憩所の設置について、実績変更の対象とする試行工事である。

⑿4　本工事は、女性技能者が現場に従事したことを確認した場合に、工事成績で加点評価する試行工事である。

⑿5　本工事は、当該現場（現場事務所等含む）を土曜・日曜に完全閉所とし、一切の作業は行わないことを、受注者が自らの意思で選択できる完全週休２日制のモデル工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成13年度以降に、元請けとして次に掲げるア）～エ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）但し、ア）～エ）は同一工事とする。

ア）道路橋（A活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ）橋梁形式がラーメンまたはアーチ形式のＰＣ橋であること。

ウ）最大支間長が65m以上であること。

エ）架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。

但し、共同企業体にあっては、すべての構成員が上記同種工事の実績を有すること。なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

①　建設業法第７条第２号イからハまたは第15条第２号イからハに掲げる者であること。

②　平成13年度以降に、元請けの技術者として、上記⑷に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（地域維持型建設共同企業体は除く。）。）但し、一人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。（工事成績評定通知書の再発行等については、５年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。）さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

㋑　親会社と子会社の関係にある場合

㋺　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㋑については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

㋑　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

㋺　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項等

⑴　本工事の総合評価は以下のとおり。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性：15点

②　施工体制確保の確実性：15点

２）技術提案（加算点）

◆工事目的物の性能・機能に関する事項

③　品質確保や向上：36点

◆社会的要請に関する事項または総合的なコストに関する事項及び施工計画

④　施工上配慮すべき事項：24点

⑵　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札を行い、㋐の要件に該当する者のうち、㋑によって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～60点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は㋒による。）を落札者とする。

㋐　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

㋑　評価方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　③評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。

③　評価項目及び得点配分　評価項目（⑴①～④）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③及び④における評価点の合計点を加算点とする。

㋒　評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑶　技術提案資料の作成　技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

⑷　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

⑸　その他　技術提案に基づく施工計画の採否については、競争参加資格の確認結果に併せて電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）にて通知する。

4　担当部局

〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号（福岡第二合同庁舎）九州地方整備局総務部契約課契約第一係　電話092―471―6331㈹　（内線2527）